

寒河江市選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令89号）第24条第1項の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任する。

令和8年1月27日

寒河江市選挙管理委員会  
委員長 高橋 達也

## 期日前投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者

寒河江市選挙管理委員会

職務を行う日	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
令和8年1月28日	寒河江市大字日田字五反	高橋 達也	寒河江市山岸町	菊地 小百合
令和8年1月29日	寒河江市大字寒河江字塩水	志田 紀子	寒河江市山岸町	菊地 小百合
令和8年1月30日	寒河江市大字柴橋	大泉 奈美子	寒河江市山岸町	菊地 小百合
令和8年1月31日	寒河江市本楯	竹田 浩	寒河江市山岸町	菊地 小百合
令和8年2月1日	寒河江市大字白岩	兼子 健司	寒河江市大字島	須藤 沙由里
令和8年2月2日	寒河江市大字高屋字西浦	宇井 裕子	寒河江市山岸町	菊地 小百合
令和8年2月3日	寒河江市栄町	大波 なな子	東村山郡山辺町大字山辺	大久保 臣悟
令和8年2月4日	寒河江市大字日田字五反	高橋 達也	寒河江市大字島	須藤 沙由里
令和8年2月5日	寒河江市大字高屋字西浦	宇井 裕子	寒河江市山岸町	菊地 小百合
令和8年2月6日	寒河江市大字柴橋	大泉 奈美子	寒河江市山岸町	菊地 小百合
令和8年2月7日	寒河江市本楯	竹田 浩	寒河江市山岸町	菊地 小百合